

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年4月1日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「副消防長」を「次長」に改める。

第10条第2項中「単位に」の次に「指揮隊及び」を加える。

第11条に次の2項を加える。

- 3 中隊長は各中隊の指揮隊の指揮隊長を、副中隊長は各中隊の指揮隊の指揮隊副隊長を兼ねる。
- 4 指揮隊長及び指揮隊副隊長は、所属小隊を掌握統括し、所属隊員を指揮監督する。

第14条第2号ア中「火災予防対策及び広報」を「火災予防広報並びに防火意識及び防災意識の普及啓発」に改め、同号イ中「防火対象物及び一般住宅の防火査察」を「予防査察」に改め、同号ウ中「文化財の防火指導」を「防火管理及び防災管理の対策及び指導」に改め、同号エ中「自治会等の防災指導」を「自治会及び自衛消防隊等の訓練指導」に改め、同号カ中「危険物施設の予防査察」を「法令違反防火対象物の処理」に改め、同号ク中「火災の原因及び損害の調査」を「火災調査」に改め、同条第3号ア中「消防計画」を「地域防災計画による消防計画」に改め、同号イ中「水火災その他の災害の警戒防御」を「震災、水火災その他の災害の警戒防御及び対策」に改め、同条第4号イ中「救急対策及び救急訓練」を「救急技術の指導及び訓練並びに救急対策」に改め、同号カ中「応急手当

の」の次に「普及啓発及び」を加え、同条第5号イ中「救助対策及び救助訓練」を「救助技術の指導及び訓練並びに救助対策」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。